

三次市農業委員会における農地転用を伴う 太陽光発電設備設置に関するガイドライン

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「設備」という。）を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接土地所有者、その耕作者や管理者及び設置場所水路関係者（以下「隣接土地所有者等」という。）への事業内容等の説明を確実にに行わせることにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とする。

- 1 事業者は、設備を設置することを目的として農地法転用許可申請の際には、三次市農業委員会が定める太陽光発電設備設置に係る農地転用調書を添付するものとする。
- 2 事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等により、設備の損害や設備の能力の低下を受ける可能性があることを承知すること。
- 3 事業者は、隣接農地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、電磁波、日照等による周辺環境への影響が無い旨説明する書類等を示して十分な説明をすること。
- 4 事業者は、農地転用許可申請にあたって、設備の設置に係る誓約書（様式第1号）及び同意書（様式第2号）を申請書に添付すること。
- 5 事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任ですみやかに設備を撤去すること。
- 6 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。
- 7 事業者は、関係法令や資源エネルギー庁が2017年3月策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に準じて事業を行うこと。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月1日より施行する。